

元の貸主が(株)SFCG 及びその関係会社の各アセットファイナンス社の借主の皆様へ  
——(株)SFCG の破産等とサービサー及び当協会の対応について——

上記お借入れの債権について、当協会及び当協会加盟の債権回収会社（サービサー）の対応は、次のとおりです。

(株)SFCG の破産等に伴い、標記借主様の債権については、その管理及び回収行為を行うサービサーの交替が行われております。

そして、いわゆる証券化により同社及びアセットファイナンス社等（以下「(株)SFCG 等」といいます。）が資金調達をしていた貸付債権については、その際の契約等により、当協会加盟のサービサー会社がその債権の管理回収を受託せざるをえないものがあります。

また、他方では、(株)SFCG 等の貸付けに係る債権（以下「本件債権」といいます。）について、従前、その不適切な取立てや二重譲渡等、様々な問題点が新聞等で報じられたところでもあります。

そこで、当協会では、借主の方等の混乱防止を旨として、当協会加盟のサービサーが本件債権を取り扱うについては、関係サービサーに対し、事前に、大要次のような指導をしてきたところであります。

- (1) 利息制限法超過の債権については、利息制限法の範囲に引き直してでなければ債権回収を行ってはならないこと
- (2) 二重譲渡がなされていないかどうか調査をし、二重譲渡がなされていることが判明したもののについては、まずは、他の債権者と協議をするべきこと
- (3) 問題が判明した債権については事実関係を確認し、適切な対応を採るべきこと

しかしながら、(株)SFCG 等の民事再生及び破産等に伴う混乱もあって、サービサー取扱いの本件債権の一部に、既に完済となっているもの、和解済みのもの、弁護士等に委嘱済みのもの、他から債権譲渡通知の来ているもの等が混入して、借主の皆様にご迷惑をお掛けしているものがある可能性があります。

そのような場合には、ご遠慮なく、当該サービサーにその旨をお申し出ください。当該サービサーにおいて、適切に対処することとしております。なお、その際に、当該サービサーが、事実関係を把握するべく、事情をお聞かせいただいたり、また、関係書類の写しを頂戴する等のご協力を要請する場合もあろうかと思いますが、その場合には、ご協力いただければ幸いです。

また、当協会加盟のサービサーの本件債権の取扱いに対する苦情等がございましたら、当該サービサーの苦情受付窓口に申入れをされるほか、当協会の「苦情受付・相談センター」にも御一報ください。当協会では、公正かつ中立の立場から、できる限りの対応をいたす所存です。

全国サービサー協会 苦情受付・相談センター

<http://www.servicer.or.jp/kujyou/kujyou.html>

当協会及び当協会加盟サービサーでは、本件債権の取扱いについて適正を期す所存でありますので、本件債権の借主及びご関係の皆様におかれましては、以上のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上